薬局内掲示物

薬を安全に使用していただくためのお願い　P2

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について　P3

ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています　P4

訪問薬剤管理指導に関するご案内　P5

取扱い公費負担医療　P6

情報通信技術を活用しています　P7

患者さん実費負担していただくサービスについて　P8

医薬品の供給が難しくなっています　P9

医療 DX を積極的に推進しています　P10

先端医薬品をもらうとお薬代が高くなる！？　P11

医療情報取得加算　P12

地域に貢献する薬局になるためにしていること　P13

令和 6 年 10 月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み　P14

薬を安全に使用していただくためのお願い

当薬局では、患者さん一人ひとりの情報を
“薬歴”に記録し、その記録をもとに毎回薬の
チェックや薬の調製を行っています。
薬を有効かつ安全に服用（使用）するためには、
さまざまな情報が必要となります。
その情報収集のためにいくつかの質問をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

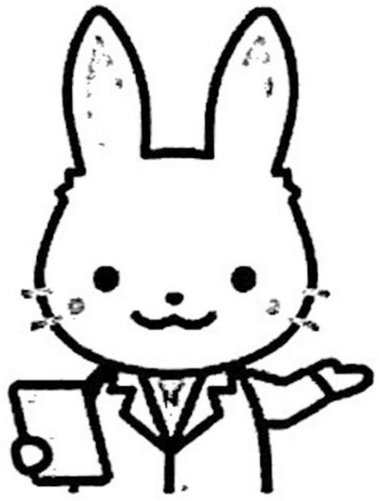
グリーン薬局

当薬局では、個人情報の適切な取得・管理に努めています。

調剤基本料と薬剤服用歴の活用について

当薬局の調剤基本料については下記のとおりです。また、お薬を安心・安全にご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関することや市販薬との飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。

※お聞きした情報は個人情報保護の取り扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。疑問・質問等がございましたら、当薬局の薬剤師に遠慮なくご相談ください。



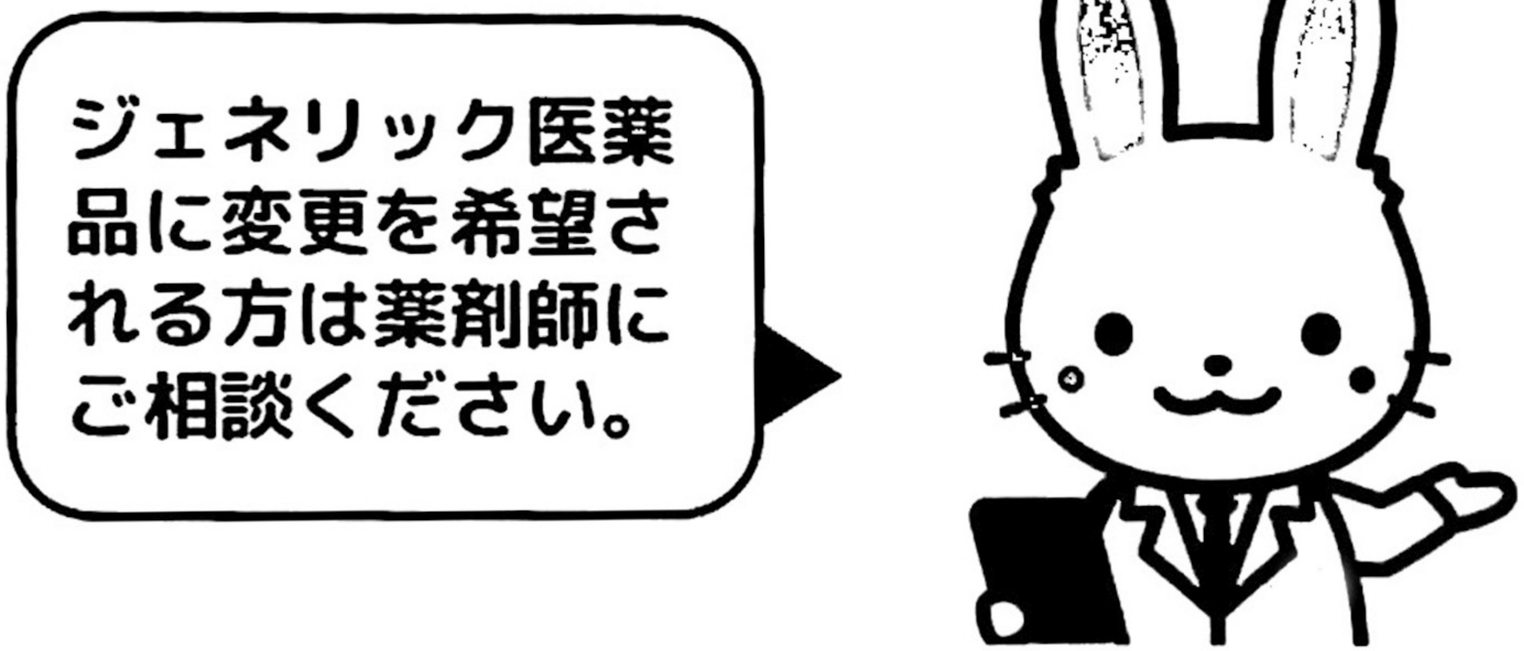
調剤基本料１・・・・・・・・・・45点

当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行致しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。
※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者についても明細書の発行が義務付けられております

処方せん受付回数が月1,800回以下で、同一グループ薬局数が300店舗未満で処方せん受付回数の合計が月に4万回未満です。医薬品取引価格の妥結率が5割をこえて、地方厚生局に報告しています。特定の医療機関からの不動産賃貸借などの関係はありません。後発医薬品の調剤率が50%をこえて、地方厚生局長に報告しています。他の保険薬局等との連携により非常時における対応につき必要な体制が整備されています。

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。



当薬局では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）を積極的に調剤し、後発医薬品体制加算を算定しています。

訪問薬剤管理指導に関するご案内



在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。
ご希望される場合お申し出てください。(医師の了解と指示が必要です)

介護保険の方

居宅療養管理指導および
介護予防居宅療養管理指導

同一建物居住者以外

517単位/回

同一建物居住者

378単位/回（2-9人）

341単位/回（10人以上）

1単位=10円　10単位=10円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額が異なることがあります。

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導

同一建物居住者以外

650点/回

同一建物居住者

320点/回（2-9人）

290点/回（10人以上）

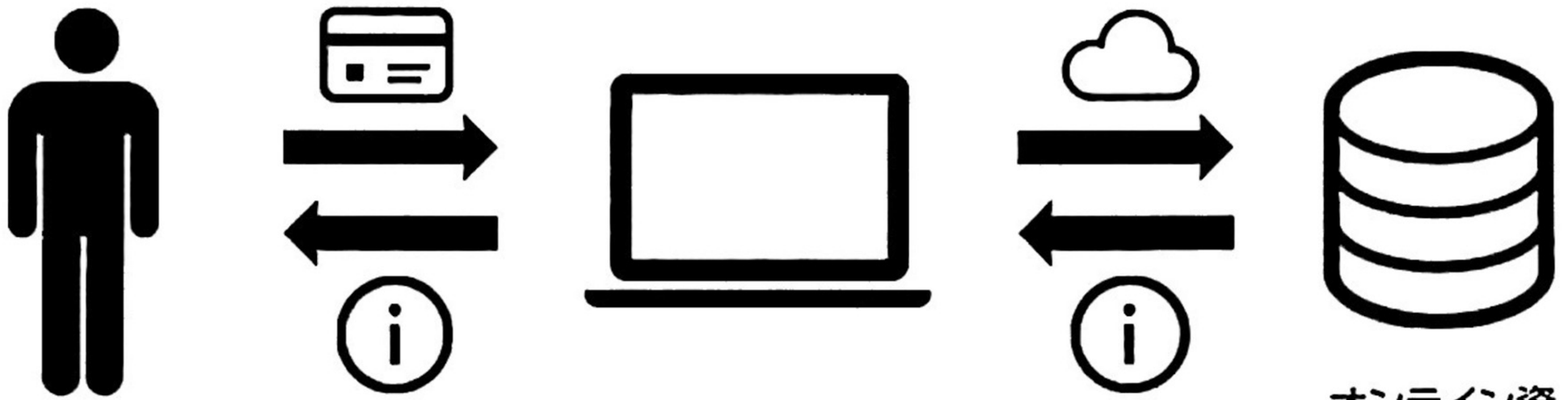
1点=10円　10点=10円（1割負担）30円（3割負担）自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

取扱い公費負担医療

- 戦傷病者特別援護法→生活保護法による医療扶助･更生医療
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律→認定疾病医療･一般疾病医療費
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律→結核患者の適正医療
- 障害者自立支援法→精神通院医療･更生医療･育成医療
- 児童福祉法→療育の給付･障害児施設医療･小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療･児童福祉法の措置等に係る医療
- 母子保健法による養育医療
- 特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費
- 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付
- 石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給
- 生活保護法による医療扶助



情報通信技術を活用しています



当薬局では、薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証のご利用について、ご理解・ご協力いただきますようお願いします。

オンライン資格確認の個人情報の利用目的は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。

患者さんに実費負担していただくサービスについて

♪ 患者さんの希望による次のサービス等については、実費負担をお願いいたします。

1. 水薬や軟膏などのポリ容器

注；使い終わったあと、容器をご返却された場合であっても容器の再利用はできかねますので、
いただいた代金のご返金はいたしません。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

【水薬容器】

30ml　40 円
60ml　60 円
100ml　100 円
200ml　200 円
ｽﾎﾟｲﾄﾞ付
30ml　50 円
50ml　70 円

【軟膏容器】

10g　30 円
20g　40 円
30g　50 円
50g　70 円
100g　100 円

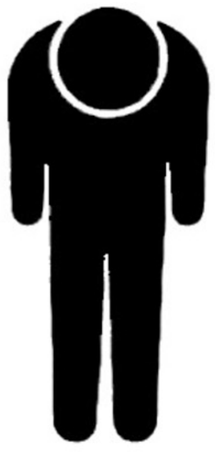
グリーン薬局

患者さんへのお願い

ー医薬品の供給が難しくなっていますー

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状態がつづいています。新型コロナウイルス感染症や薬の製造上の問題、需要の増加などの問題が複雑に絡み合っており、流通の逼迫が発生しています。

状況によっては医師に確認の上



・同一成分・同一薬効薬への変更

・処方日数の変更

などをおこなう必要が生じるため、調剤にお時間をいただく場合もございます。ご理解・ご協力のほどよろしくお願い致します。

当薬局では必要な医薬品を確保するため

薬局間の医薬品の融通・医療機関との情報共有に努めています。

医療DXを積極的に推進しています

当薬局では患者さんに質の高い医療を提供するために、医療DXを積極的に推進しています。具体的には、以下の取り組みを行っています。

1. オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認等システムを通じて、患者さんの診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。

2. マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用の促進

マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用を促進することで、患者さんの負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。

3. 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用

電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携を強化し、よりスムーズな医療提供を実現しています。

オンライン資格確認の個人情報の利用目的は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。



先発医薬品をもらうとお薬代が高くなる!?

2024年10月からはじまる長期収載品の選定療養とは

長期収載品の選定療養ってなに？

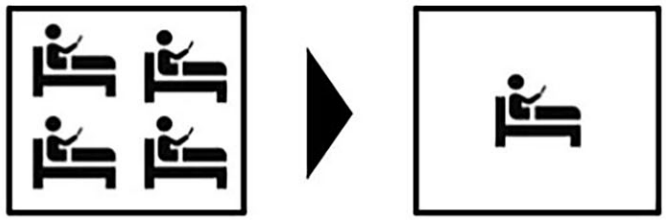


患者さんがジェネリック医薬品ではなく、一定の条件を満たす先発医薬品（長期収載品）を選択する場合に、その価格差の一部を自己負担するものです。この制度の目的は、患者さんの選択肢を維持しつつ、医療費の抑制とジェネリック医薬品の使用促進を両立することにあります。

なお、医師や薬剤師が判断したり、供給が不安定な品目は対象外となります。

選定療養ってなに？

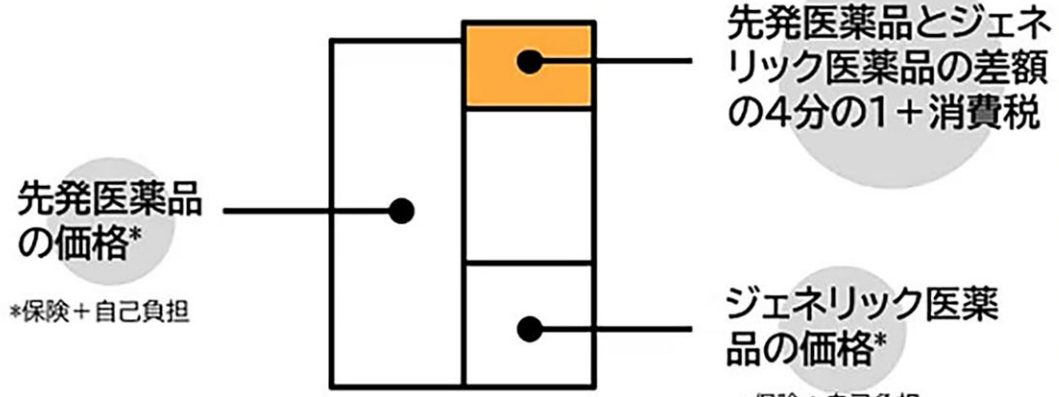
選定療養とは、患者が自己負担することを選択することによって、保険給付の対象とならない治療やサービスを受けることができる制度です。例えば、病室を個室に変更する際の差額ベッド代が選定療養に当たります。



例：大部屋から個室への変更（差額ベッド代）

どのくらい高くなるの？

先発医薬品とジェネリック医薬品の差額の4分の1に、消費税を加えた額が自己負担金額になります。実際の計算はもっと複雑です。詳細については、かかりつけの薬局にご確認ください。



どうしたらいい？

1.いままでどおり先発医薬品を選択する

長期収載品の選定療養は強制的にジェネリック医薬品の選択を促すものではありません。いままでどおり先発医薬品を選択しても問題ありません。

2.この機会にジェネリック医薬品に変更する

変更に不安がある方は、先発医薬品と有効成分・原薬・添加物・製法が同じオーソライズド・ジェネリックも選択できます。かかりつけの薬局にご相談ください。

医療情報取得加算

有限会社メディックスでは、オンライン資格確認システム（マイナンバーカードの健康保険証利用）を通じて患者様の薬剤情報または、特定検診情報を取得し、調剤、服薬指導等を行う際に当該情報を閲覧し、活用できる体制を整えています。

マイナンバーカード、医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

使用方法等のご不明な点がございましたら、気軽にスタッフまでお声かけください。

地域に貢献する薬局になるためにしていること

開局時間
平日：8時間以上
土日：一定時間
週：45時間以上

かかりつけ薬剤師
かかりつけ薬剤師指導料の届出をしています。
管理薬剤師の実務経験が要件を満たしています。

対応
24時間調剤及び在宅業務に対応。地方公共団体等に周知を行っています。

健康相談
健康相談を行っています。
一般用医薬品の販売や医療機関への受診を勧奨しています。

医薬品備蓄
1200品目以上の医薬品を備蓄しています。

情報収集
インターネットを通じた情報収集と周知（PMDAメディナビなど）を行っています。

在宅
在宅業務体制の整備と実績（年12回以上）。医療機関、訪問看護ステーションとの連携が可能。

後発医薬品
処方せん集中率が85%を超える薬局では、後発医薬品の調剤割合が50%以上あります。

プライバシー
プライバシーに配慮した構造です。

研修
調剤従事者の資質向上を図るため、定期的な研修・学会などで研究発表を行っています。

麻薬
麻薬小売業者の免許を受けています。

副作用報告
健康被害などを防止した事例の収集と副作用報告に係る手順書と報告する体制を整備。

患者のみなさまへ

令和６年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み

■ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合**は、**特別の料金をお支払いいただきます。**

■ この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の４分の１相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ

後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと

※ＱＲコードから厚生労働省ＨＰの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare